

# Ⅱ 法人にかかる税制

## 改正のポイント

### 1 イノベーション強化に向けた取組み

#### (1) オープン・イノベーションに係る措置の創設

(措法66の13、措令39の24の2、措規22の13)

事業会社による一定のベンチャー企業への出資に対して、出資の25%相当額の所得控除を認める措置が設けられました。

対象法人	青色申告書を提出する法人で <b>新事業開拓事業者</b> (注1)と共同して <b>特定事業活動</b> (注2)を行うもの
適用要件	<ul style="list-style-type: none"><li>令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に特定株式(注3)を取得すること</li><li>その特定株式をその取得した日を含む事業年度末まで有していること</li><li>その特定株式の取得価額(上限100億円)の25%以下の金額を特別勘定の金額として経理すること</li></ul>
優遇措置	その特定株式を取得した日を含む事業年度の所得の金額(上限125億円)を上限に、その特別勘定の金額として経理した金額の合計額を損金算入することができる ※ ただし、その特定株式の取得から5年を経過するまでに、特定株式の譲渡その他特別勘定の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入する。

(注1) **新事業開拓事業者**…新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、新たな事業の開拓を行う事業者(新たに設立される法人を含みます。)であって、その事業の将来における成長発展を図るために外部からの投資を受けることが特に必要なもの等。(産業競争力強化法2⑤)

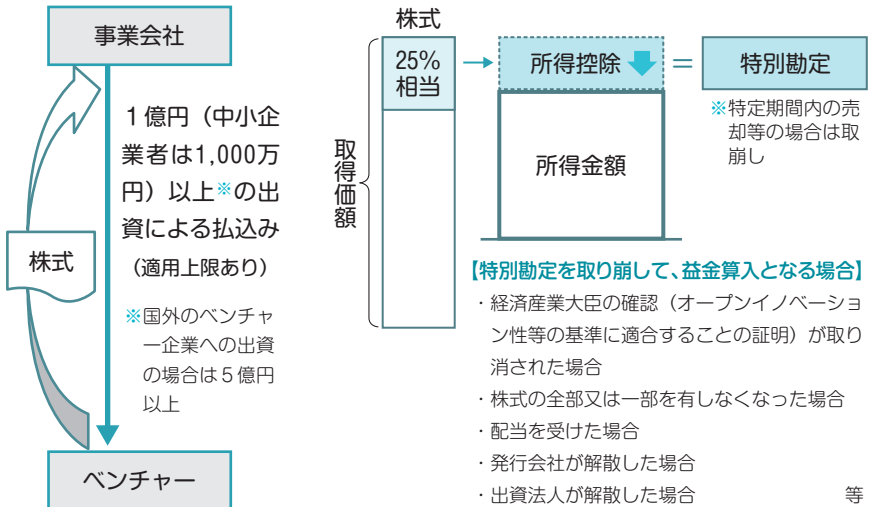
(注2) **特定事業活動**…自らの経営資源以外の経営資源を活用し、高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことを目指した事業活動。(産業競争力強化法2⑩)

(注3) 特定株式…特別新事業開拓事業者(注4)の株式のうち、次の要件を全て満たすことにつき経済産業大臣の証明があるもの。

イ	対象法人が取得するもの又はその対象法人が出資額割合50%超の唯一の有限責任組合員である投資事業有限責任組合の組合財産等となるものであること。
ロ	資本金の増加に伴う払込みにより交付されるものであること。
ハ	その払込金額が1億円以上(中小企業者にとっては1,000万円以上とし、外国法人への払込みにあつては5億円以上。)であること。ただし、対象となる払込みに上限が設けられる。
ニ	対象法人が特別新事業開拓事業者の株式の取得等をする一定の事業活動を行う場合であつて、その特別新事業開拓事業者の経営資源が、その一定の事業活動における高い生産性が見込まれる事業を行うこと又は新たな事業の開拓を行うことに資するものであることその他の基準を満たすこと。

(注4) 特別新事業開拓事業者…新事業開拓事業者のうち特定事業活動に資する事業を行う内国法人(既に事業を開始しているもので、設立後10年未満のものに限ります。)又はこれに類する外国法人。

◎制度の概要



(財務省資料を基に作成)

## (2) 研究開発税制その他生産性向上に関連する措置の見直し

(措法42の13⑥、10の6⑤)

収益が拡大しているにも関わらず賃上げや設備投資に積極的でない大企業に対し研究開発税制等の租税特別措置の適用を停止する措置が、強化されました(所得税も同様)。

大企業について、次の要件のいずれにも該当しない場合、その企業には研究開発税制その他一定の税額控除(特定税額控除※)の規定を適用しない。

### 改正前

- ① その大企業の継続雇用者給与等支給額が前事業年度の継続雇用者給与等支給額を超えること
- ② その大企業の国内設備投資額が当期の減価償却費総額の **10%の金額** を超えること

### 改正後

→ **30%の金額**

ただし、大企業の所得金額が前事業年度の所得金額以下の場合には対象外(つまり税額控除の適用あり)とする。

※ 特定税額控除：特定の地域、業種、中小企業を対象とする措置等を除く、生産性の向上に関連する租税特別措置(研究開発税制、地域未来投資促進税制、情報連携投資の促進に係る税制)の税額控除

また、この措置の対象となる特定税額控除の範囲に認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(下記(4))の税額控除が加えられました。

### 適用関係

上記の改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から(所得税は令和3年分から)適用されます。ただし、下記(4)の税額控除が対象に追加される部分については、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行の日から適用されます。

(改所法等附1、59、78、85)

## 参考

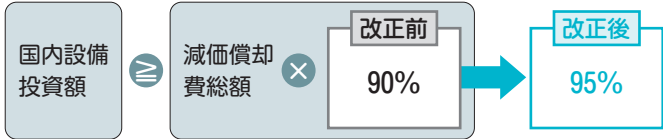
この税額控除の停止措置の対象となる租税特別措置の概要は次のとおりです。

対象法人	大企業（中小企業者〔適用除外事業者に該当するものを除く。〕又は農業協同組合等以外の法人）
対象期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度
対象の制度	イ 試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）
	ロ 地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（地域未来投資促進税制）
	ハ 革新的情報産業活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（情報連携投資等の促進にかかる税制）
	改正による追加
ニ	認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度（下記(4)）

### (3) 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の税額控除制度（原則）の見直し （措法42の12の5、10の5の4）

本制度の概要は次のとおりで、国内設備投資額要件が厳格化されました（所得税も同様）。

対象法人	青色申告書を提出する法人
対象期間	平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度

要件	<p>一定以上の賃上げと国内設備投資を達成</p> <p>① 継続雇用者給与等支給額の前事業年度からの増加率が3%以上</p> <p>② </p> <p>※ 人的投資に積極的な企業（教育訓練費を一定以上増加させた企業）向けに上乗せ要件あり</p>
税額控除	<p>給与等支給額の前年度からの増加額の15%※ （法人税額の20%を上限）</p> <p>※ 人的投資に積極的な企業は20%（法人税額の20%を上限）</p>

（注）中小企業者の特例措置については、要件の改正はありません。

### 適用関係

上記の改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から（所得税は令和3年分から）適用されます。（改所法等附1、57、78）

## （4）5G導入促進税制（認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）の創設

（措法42の12の5の2、10の5の4の2、措令27の12の5、5の6の4）

Society5.0<sup>（注1）</sup>の実現に向け、21世紀の基幹インフラである5G<sup>（注2）</sup>及びこれを支える光ファイバの整備を更に促進し、5Gを活用して地域が抱える様々な社会課題の解決を図るとともに、経済の国際競争力を強化するため、税制優遇措置が創設されました（所得税も同様）。

（注1）Society5.0…狩猟社会（Society1.0）、農耕社会（Society2.0）、工業社会（Society3.0）、情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会（Society）。

（注2）5G…スマート工場や自動運転等の産業用途のほか、遠隔医療や防災等、地域の社会課題の解決にもつながる、次世代の基幹インフラ。

対象法人	青色申告書を提出する法人で特定高度情報通信技術活用システムの導入(注1)を行う認定導入事業者に該当するもの					
対象期間	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行の日から令和4年3月31日までの間					
適用要件	認定特定高度情報通信技術活用設備(注2)の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合(貸付けの用に供した場合を除く。)					
特別償却 ・ 税額控除	<table border="1"> <tr> <th>特別償却</th> </tr> <tr> <td>その取得価額 × 30%</td> </tr> </table>	特別償却	その取得価額 × 30%	<table border="1"> <tr> <th>税額控除</th> </tr> <tr> <td>その取得価額 × 15% ※ 当期の法人税額の20%が限度</td> </tr> </table>	税額控除	その取得価額 × 15% ※ 当期の法人税額の20%が限度
特別償却						
その取得価額 × 30%						
税額控除						
その取得価額 × 15% ※ 当期の法人税額の20%が限度						

選択

(注1) 特定高度情報通信技術活用システムの導入…特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の認定導入計画に従って実施される同法の特定高度情報通信技術活用システムの導入で、その適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けたもの。

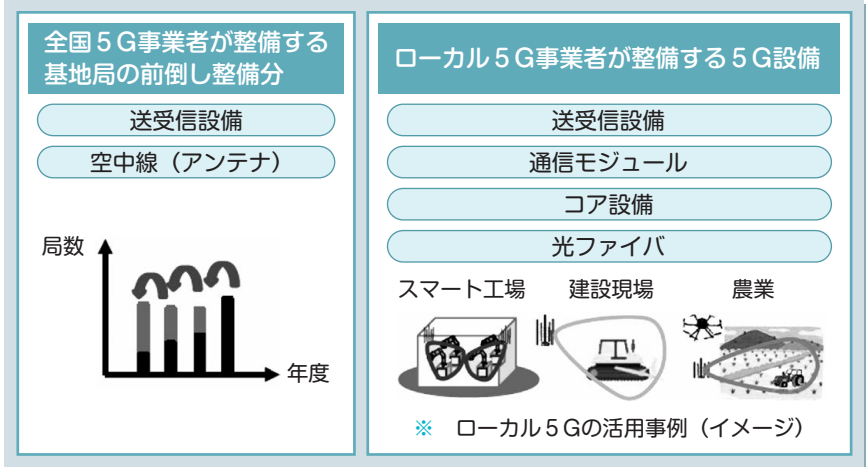
(注2) 認定特定高度情報通信技術活用設備…その法人の認定導入計画に記載された機械その他の減価償却資産で、特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるもの。

適用関係

上記の改正は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の施行の日から適用されます。

(改所法等附1九、改措令附1八)

## ◎対象設備（イメージ）



（経済産業省資料を基に作成）

## ◎ 5Gの特徴を生かした地域の社会課題解決

- 5Gは、①超高速・大容量、②超低遅延、③多数同時接続という特徴を有し、**幅広い産業においてその活用可能性**が広がることが期待されます。
- 特に、地方での5Gインフラの早期構築は、産業のスマート化等、**地域の社会課題解決**につながり、**今後の地方創生の大きな原動力**となります。

### 5Gの特徴

- **8K動画配信など従来のスマホ端末の延長**  
（**超高速・大容量**（データ量100倍：2時間映画を3秒でダウンロード）で実現）
- **遠隔医療（手術）、自動運転の実現**  
（**超低遅延**（10分の1の遅延：0.001秒でデータを伝達）で実現）
- **スマート工場・スマート建設の実現**  
（**多数同時接続**（100倍の機器に同時接続：一スペースで、100台以上接続）で実現）



人手不足の地方こそ、  
5G（ローカル5G）  
に期待

農家が農業を高度化する  
**自動農場管理**



建設現場で導入  
**建機遠隔制御**



小売店で導入  
**商品管理・電子決済**



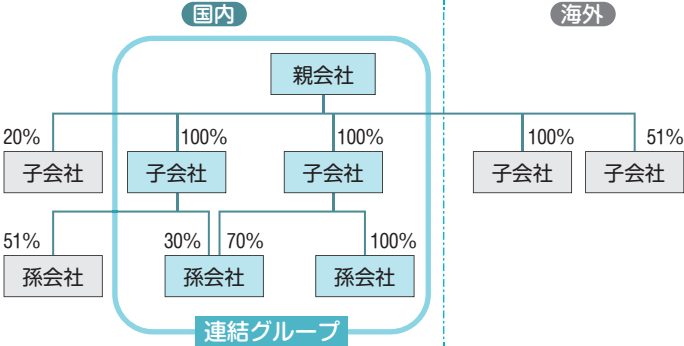
（経済産業省資料を基に作成）

## 2 連結納税制度の見直し

連結納税制度について、事務負担の軽減等の観点から、グループ内において損益通算を可能とする基本的な枠組みを維持しつつ、親会社、完全子会社のそれぞれが申告・納税を行う「グループ通算制度」が創設されました。

### (1) 連結納税制度の概要（改正前）

(旧法第1編第2章の2、第2編第1章の2他)

適用対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 親会社と、それが直接又は間接に100%の株式を保有する全ての子会社（外国法人を除く。）</li> <li>● 選択制（いったん選択した場合は、原則として継続して適用。）</li> </ul>  <p style="text-align: right;">(経済産業省資料を基に作成)</p>
申告・納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 親会社が法人税の申告・納付（子会社は連帯納付責任を負い、個別帰属額等を提出。）</li> </ul>
所得、税額の計算	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 連結グループ内の各法人の所得金額に所要の調整を行った連結所得金額に税率を乗じ、さらに必要な調整を行い連結税額を算出</li> <li>● 税率は23.2%</li> </ul>
時価評価課税・欠損金の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 連結納税の開始又は連結グループへの加入時に、原則として、開始時の子法人及び加入法人の資産を時価評価</li> <li>● 開始・加入前に生じた子法人の欠損金は、原則、切捨て</li> <li>● 一定の子法人については、時価評価課税及び欠損金切捨ての対象外</li> </ul>



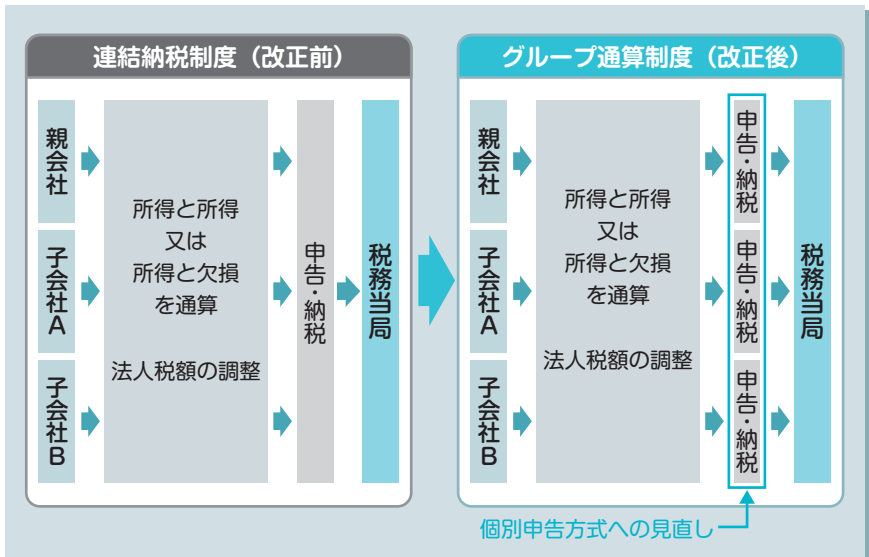
## (2) グループ通算制度の概要（改正後）

(税法14、23、25、25の2、26、31、32、33、37、38、41、52、54、57、58、59、60の3、61の11、旧61の13、63、64の3、64の5～64の14、66、67、69、71、72、72の2、75～75の4、80、125～128、132の3、150の3、152、159)

### ◎グループ通算制度の基本的な仕組み

- 適用法人及び適用方法は、親法人及び各子法人が法人税の申告を行う点並びに青色申告の承認を前提とする点を除き、基本的に連結納税制度と同様とされます。
- 親法人の電子署名により子法人の申告及び申請、届出等を行うことができることとされるほか、ダイレクト納付についても所要の措置が講じられます。
- グループ通算制度の適用法人は、電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により法人税及び地方法人税の確定申告書、中間申告書及び修正申告書を提出しなければならないこととされます。

### ◎個別申告方式への見直し



## 改正のポイント

### ●個別申告方式

企業グループ全体を一つの納税単位とし、一体として計算した法人税額等を親法人が申告する改正前の制度に代えて、各法人が個別に法人税額等の計算及び申告を行います。

### ●損益通算・税額調整等

欠損法人の欠損金額をグループ内の他の法人の所得金額と損益通算します。研究開発税制及び外国税額控除については、企業経営の実態を踏まえ、改正前の制度と同様、通算グループ全体で税額控除額を計算します。

### ●組織再編税制との整合性

開始・加入時の時価評価課税・繰越欠損金のグループへの持込み等について、組織再編税制と整合性が取れた制度とし、通算グループの開始・加入時の時価評価課税や繰越欠損金の持込み制限の対象が縮小されました。

### ●親法人の適用開始前の繰越欠損金の取扱い

親法人も子法人と同様、グループ通算制度の適用開始前の繰越欠損金を自己の所得の範囲内でのみ控除します。

### ●中小法人判定の適正化

通算グループ内に大法人がある場合には中小法人特例を適用しません。

### ●地方税

改正前の基本的な枠組みを維持しつつ、国税の見直しに併せて、所要の措置が講じられました。

(経済産業省資料を基に作成)

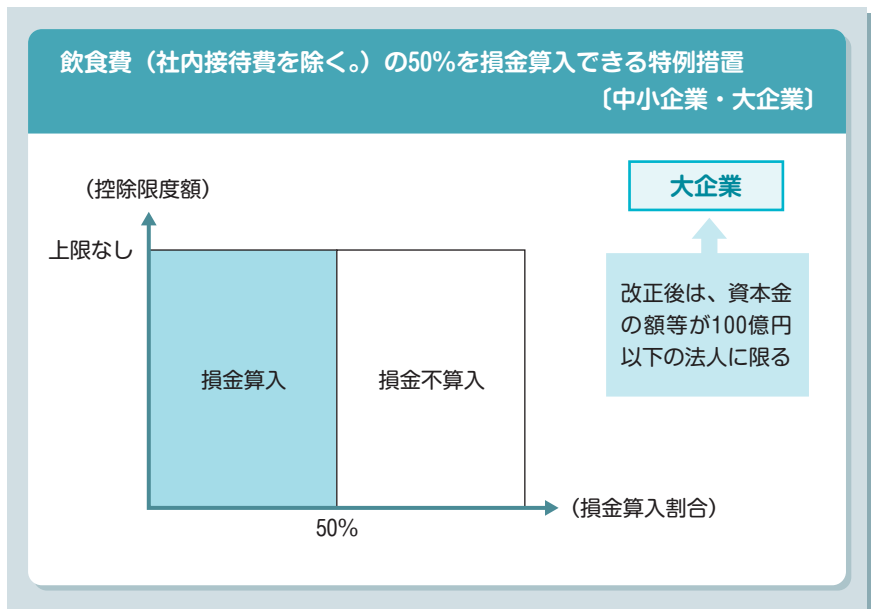
## 適用関係

グループ通算制度は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。なお、連結親法人が令和4年4月1日以後最初に開始する事業年度開始の日の前日までに税務署長に届出書を提出することにより、その連結親法人及びその連結子法人は、通算制度を適用しない法人となることができるとされます。(改所法等附1五ロリ、14、29他)

### 3 その他の租税特別措置等の主な見直し

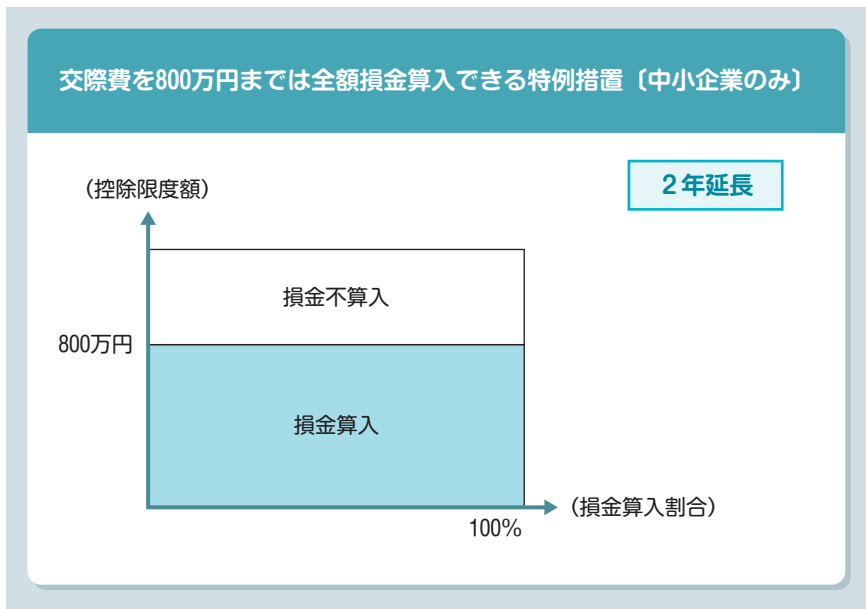
#### (1) 交際費等の損金不算入制度の特例の見直しと延長 (措法61の4)

- ① 交際費等の損金不算入制度について、その事業年度終了の日における資本金の額等が100億円を超える法人については、接待飲食費の額の100分の50相当額の損金算入ができる特例を適用しないこととされた上、制度の適用期限が2年延長されました。



（厚生労働省資料を基に作成）

- ② 中小企業に係る損金算入の特例の適用期限が令和4年3月31日までの間に開始する事業年度まで2年延長されました。



※ 中小企業については、上記特例のいずれかを選択。  
(厚生労働省資料を基に作成)

**適用関係**

上記①の改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。(改所法等附1、78)

**(2) 法人の一般の土地譲渡益に対する追加課税制度の見直し**

(措法62の3④⑤)

- ① 優良住宅地の造成等のための譲渡等に係る適用除外の範囲から一定の譲渡を除外した上、その適用期限が令和4年12月31日までの譲渡等まで3年延長されました。
- ② 適用停止措置の期限が令和5年3月31日までの譲渡等まで3年延長されました。

**適用関係**

上記①の改正は、令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。(改所法等附1、78)

### (3) 短期の土地譲渡益に対する追加課税制度の延長 (措法63⑧)

適用停止措置の期限が令和5年3月31日までの譲渡等まで3年延長されました。

### (4) 特定の資産の買換えの場合等の課税の特例の見直しと延長

(措法65の7、37、措令39の7、25)

- ① 既成市街地等の内から外への買換えについて、譲渡資産から工場の立地が制限されていなかった区域内にある建物又はその敷地の用に供されている土地等が除外され(所得税も同様)、適用期限が令和5年3月31日まで(個人は令和5年12月31日まで)3年延長されました。
- ② 長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、買換資産から鉄道事業用車両運搬具が除外され、適用期限が令和5年3月31日まで3年延長されました(経過措置あり)。

#### 適用関係

上記の改正は、令和2年4月1日以後に対象資産の譲渡及び取得をする場合について適用されます。(改所法等附1、88、改措令附1、10、34)

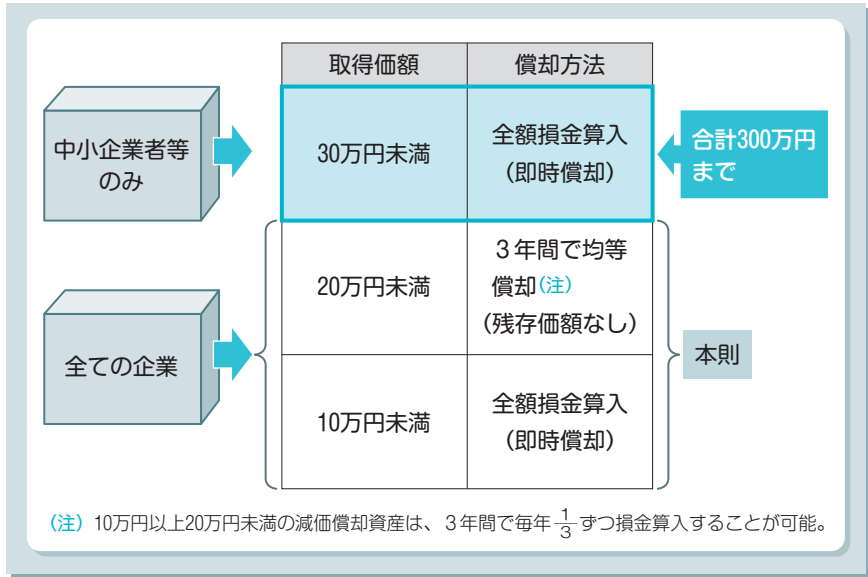
### (5) 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

(措法67の5、旧68の102の2、28の2、措令39の28、18の5)

次の見直しを行った上、その適用期限が令和4年3月31日までの取得等かつ事業供用分まで2年延長されました(次の①の見直しを除き、所得税も同様)。

- ① 対象法人から連結法人が除外されました。
- ② 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数の要件が500人以下(改正前:1,000人以下)に引き下げられました。

◎中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例



(中小企業庁資料を基に作成)

**適用関係**

上記の改正は、令和2年4月1日以後に取得等をする少額減価償却資産について適用されます。(改所法等附1、106、62、改措令附1、40)

**(6) 退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止措置の延長**

(措法68の5)

適用期限が令和5年3月31日までの間に開始する事業年度まで3年延長されました。

**(7) 中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置の見直しと延長** (措法66の12)

中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付制度の不適用措置について、所要の経過措置が講じられ、設備廃棄等欠損金額の特例が廃止された上、不適用措置の適用期限が令和4年3月31日までに終了する事業年度まで2年延長されました。

**適用関係**

上記の改正は、令和2年4月1日以後に終了する事業年度において生じた欠損金額について適用されます。(改所法等附1、91)

## 4 その他

### (1) 会社関係制度の見直しによる改正 (法54、会社法361①三、法令69)

	措置対象	内 容
①	譲渡制限付株式（いわゆる「リストラクテッド・ストック」）を対価とする費用の帰属事業年度の特例等	法人に対する役務提供の対価として交付される譲渡制限付株式で一定の要件を満たすものが交付されたときは、その個人においてその役務の提供につき所得税法等の規定によりその個人の給与所得等にかかる収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額が生ずることが確定した日においてその役務の提供を受けたものとして扱われます。
②	法人の支給する役員給与における過大な役員給与のうち形式基準	定款等により役員に対して支給することができるその法人の株式又は新株予約権の上限数を定めている法人について、その株式又は新株予約権に係る限度額が、その定められた上限数に支給時等における価額を乗じて計算した金額とされました。
③	法人の支給する役員給与における業績連動給与の制度が適用される業務執行役員等の範囲	独立職務執行者から除外される親法人の業務執行者等に該当していた者の範囲が見直されました。

#### 適用関係

上記①の改正は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）の施行の日以後にその交付に係る決議（当該決議が行われない場合には、その交付。）をする特定譲渡制限付株式及び当該特定譲渡制限付株式に係る承継譲渡制限付株式について、③の改正は、令和2年4月1日以後最初に開始する事業年度の前事業年度に関する定時株主総会の日（当該最初に開始する事業年度がその法人の設立の日の属する事業年度である場合には、同日。）以後に終了する手続に係る給与について適用されます。

（改所法等附1七、19、改法令附1、3）

## (2) 「時価の算定に関する会計基準」の導入に伴う改正

### ① 売買目的有価証券の時価評価金額の見直し (法令119の13)

イ	市場有価証券(注)以外の有価証券(株式又は出資を除く。)	その有価証券に類似する銘柄の有価証券について公表された事業年度終了の日における最終の売買価格又は利率その他の指標に基づき合理的な方法により算出した価格
ロ	上記イ以外	その有価証券の当該事業年度終了の時点における帳簿価額

(注) 市場有価証券…取引所売買有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券及びその他価格公表有価証券。

なお、短期売買商品等(仮想通貨〔暗号資産〕を除きます。)の時価評価金額についても、同様の見直しが行われました。(法令118の8)

#### 適用関係

上記の改正は、令和2年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。(改法令附1、6①、4)

- ② 有価証券に係る評価損の計上事由について、価額の著しい低下を評価損の計上事由とする有価証券の範囲に上記①のイの有価証券を加える等の見直しが行われました。(法令68)

#### 適用関係

上記の改正は、令和2年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。(改法令附1、2①)

- ③ デリバティブ取引に係る利益相当額又は損失相当額の益金又は損金算入について、未決済デリバティブ取引に係るみなし決済損益額(市場デリバティブ取引等の最終市場価格による授受額を除きます。)の算定に用いた合理的な方法を採用した理由その他その算定の基礎となる事項を記載した書類を保存しなければならないこととされました。(法規27の7)

#### 適用関係

上記の改正は、令和2年4月1日以後に終了する事業年度について適用されます。(改法規附1)



- ④ 貸倒引当金の対象となる金銭債権から債券が除外されました（所得税も同様）。（法法52、所法52）

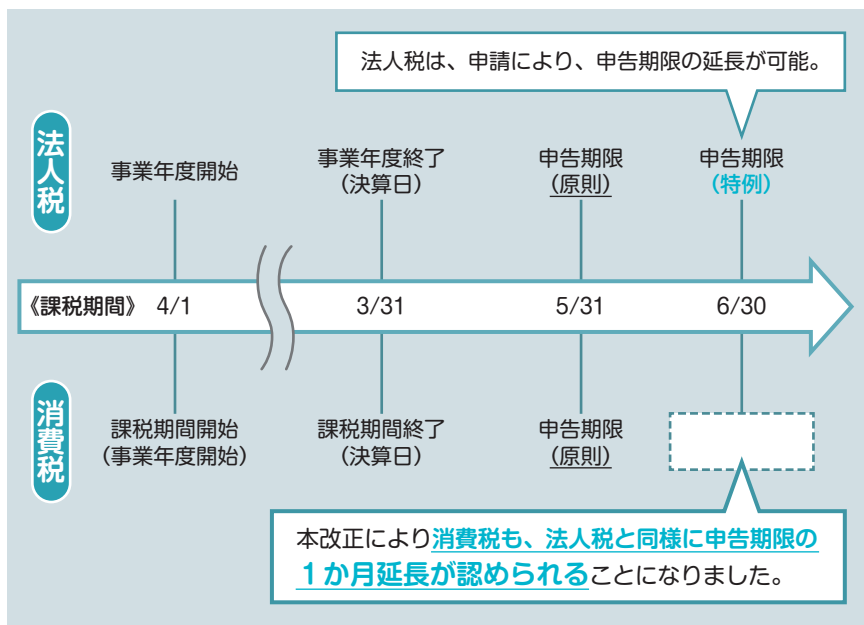
#### 適用関係

上記の改正は、令和2年4月1日以後に終了する事業年度から（所得税は令和2年分から）適用されます。（改所法等附1、2）

### (3) 法人に係る消費税の確定申告書の申告期限の特例の創設

（消法45の2、消令63の2、消規23の2）

法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例（法法75の2①）の適用を受ける法人が、消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出した場合には、その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度終了の日の属する課税期間に係る消費税の確定申告書の提出期限が1か月延長され、その課税期間の末日の翌日から3か月以内とされました。



（経済産業省資料を基に作成）

- (注) 確定申告書の提出期限が延長された期間の消費税の納付については、その延長された期間に係る利子税を併せて納付します。

## 適用関係

この改正は、令和3年3月31日以後に終了する法人税法に規定する事業年度終了の日の属する課税期間から適用されます。(改所法等附45)

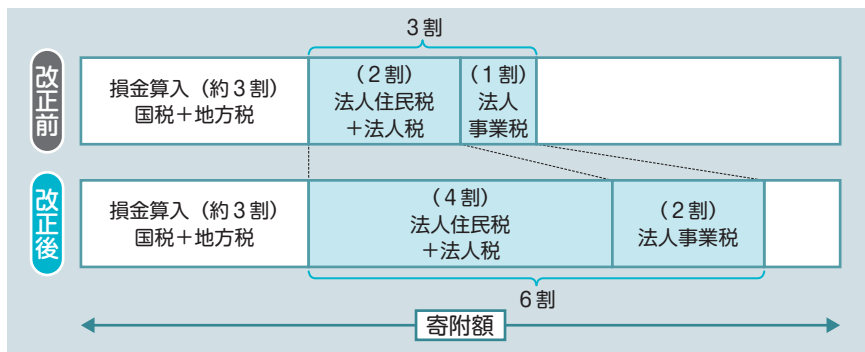
## (4) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充

(措法42の12の2、地法附8の2の2、9の2の2、地規附2の6、3の2)

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額、法人住民税法人税割額及び法人事業税額の特別控除制度について、手続の抜本的な簡素化・迅速化が図られ、税額控除割合が3割から6割に引き上げられました。

また、適用期限が令和7年3月31日まで5年延長されました。

### ◎損金算入措置（約3割）と併せて最大で寄附金額の約9割の負担軽減



(総務省資料を基に作成)

## 適用関係

上記の改正は、法人が令和2年4月1日以後に支出する特定寄附金について適用されます。(改所法等附1、83、改地法等附1、4⑩、6③、12⑪他)

## (5) 寄附金の損金不算入制度の見直し (法法37)

寄附金の損金不算入制度について、寄附金の損金算入限度額の計算の基礎となる資本金等の額について、資本金の額及び資本準備金の額の合計額とされます。

## 適用関係

上記の改正は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。(改所法等附1五〇、14)